

高齢者の所得税法、地方税法上の

障害者控除の認定

65歳以上の要介護認定者が対象

1月22日(月)から発行

市では、平成29年分所得税確定申告の「所得税、地方税法上の障害者控除」を受ける人を対象に、申請に基づき障害者控除対象者の認定を行い、「障害者控除対象者認定書」の交付を1月22日(月)から始めます。

対象となるのは、身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上(12月31日現在)で要介護認定(要介護1～要介護5)を受けている人で、国が定める「障害高齢者の日常生活自立度(ねたきり度)判定基準」および「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」に基づき、要介護認定調査の「日常生活自立度」などの情報をもとに、市の判断基準によって認定された人です。

「家の中の生活は概ね自立しているが、介助なしには外出できない」、「認知症により意思疎通が図れない」などの状態の人、またはそのような人を扶養している人は、早めにご相談ください。



申請方法

あらかじめ要介護認定者の同意を得て、困介護高齢課または困住民福祉課の窓口にて用意してある申請書に必要事項を記入して提出してください。

なお、障害者控除対象者認定申請書は、市ホームページの「各種申請書ダウンロード」の介護保険コーナーからも印刷ができます。

持ってくるもの

申請者のはんこをお持ちください。

問合せ▶困介護高齢課介護認定係 (☎内線1183) 困住民福祉課健康介護係 (☎内線2151)

障害のある人を守るために

障害のある人が同意なく財産や賃金を使われる、暴力を受ける、介護や世話をしてもらえないなど、虐待を受けていることが近年問題になっています。また、虐待を受けていても自分から助けを求められずにいる人もいます。

そのような状況に対し、障害のある人を守り、安心して地域で生活できるようにと、平成24年10月1日に「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行されました。

障害者虐待の具体例

- ① 身体的虐待
身体に外傷や痛みを与えること、または正当な理由もなく身体を拘束すること。
- ② 性的虐待
わいせつな行為をすること、または、わいせつな行為を強要すること。
- ③ 心理的虐待
暴言、無視、または精神的苦痛を与えること。
- ④ 放棄・放任
食事や排泄、入浴、洗濯など身の回りの世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせない。
- ⑤ 経済的虐待
財産を不当に処分すること、障害者から不当に財産上の利益を得ること。

障害者虐待を発見したら通報を

虐待を発見した人は、速やかに市町村へ通報することが義務として定められています。通報したことで通報者が不利益になるようなことはありません。

虐待している人、虐待されている人「自覚」は問いません。虐待をされていても、自分の障害の特性から自分のされることが虐待だと認識していない人や、悩んでいても自分から助けを求められずにいる人もいます。また、虐待をしている人が「指導・しつけ・教育」として不適切な行為をしていることもあり、「あざや傷がある」「怒鳴り声が聞こえる」「衣服が汚れている、異臭がする」など、普段と違う様子は虐待の兆候を示すサインです。少しでも「おかしい」「もしかして」と感じたら市役所へ相談してください。

安中市虐待防止センター

市では、障害者虐待を発見したときの相談窓口として、「安中市虐待防止センター」を設置しています。通報や相談、その他虐待に関する問い合わせは虐待防止センターまでご相談下さい。

問合せ▶安中市虐待防止センター (困福祉課内) (☎内線1155)